

薬生食輸発 1101 第 1 号  
令和元年 11 月 1 日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
( 公 印 省 略 )

「平成 31 年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
( ベトナム産青とうがらしのプロピコナゾール及び赤とうがらしのプロピコナゾール  
並びに中国産ねぎのピリプロキシフェン )

標記については、平成 31 年 3 月 29 日付け薬生食輸発 0329 第 4 号 ( 最終改正 : 令和  
元年 10 月 31 日付け薬生食輸発 1031 第 1 号 ) ( 以下「モニタリング通知」という。 )  
に基づき実施しているところである。

今般、ベトナム産青とうがらし及び赤とうがらし並びに中国産ねぎの輸入時のモニタ  
リング検査において、食品衛生法第 11 条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反  
した事例があったことから、ベトナム産青とうがらしのプロピコナゾール及び赤とうが  
らしのプロピコナゾール並びに中国産ねぎのピリプロキシフェンに係るモニタリング  
検査の頻度を 30% に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又  
は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング  
通知の別表第 2 ( 製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。 ) 及び別表第 3 に下  
記を追加することとするので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

なお、中国産ねぎのピリプロキシフェンについては、登録検査機関による自主検査受  
託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するようお願いする。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
令和元年 11 月 1 日	ベトナム	青とうがらし及び その加工品 ( 簡易 な加工に限る。 )	残留農薬 ( プロピコナ ゾール )	PHAM GIA AGRICULTURAL PRODUCTS COMPANY LIMITED.
				SMRRT ASIAN TRADING CORPORATION ( フィリピン )

令和元年 11月1日	ベトナム	赤とうがらし及び その加工品（簡易 な加工に限る。）	残留農薬 （プロピコナ ゾール）	PHAM GIA AGRICULTURAL PRODUCTS COMPANY LIMITED.
				SMRRT ASIAN TRADING CORPORATION （フィリピン）
令和元年 11月1日	中国	ねぎ及びその加工 品（簡易な加工に 限る。）	残留農薬 （ピリプロキ シフェン）	ANQIU TOYO TRADING CO.,LTD.